

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う今後の対応について

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から5類感染症に位置付けが変更されます。このため、香川県が実施していたイベント等の開催に係る各種制限、(公社)全国公立文化施設協会作成の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」も5月7日をもって終了します。

今後、基本的な感染対策については、施設をご利用される皆様の主体的な選択を尊重し、各人において必要な感染対策をお願いいたします。詳しくは[香川県ホームページ掲載の資料](#)をご覧ください。

なお、特に以下の点について、ご注意ください。

【施設に来館される皆様へ】

- ・発熱や体調不良時には来館や来場をお控えください。
- ・施設内でのマスク着用は個人の判断となります。混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。
- ・施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。
- ・会議室等での定員を遵守し、混雑をさけてください。

【公演等の主催者様へ】

- ・「チェックリスト」の作成・公表は必要ありません。
- ・出演者やスタッフ等に向けた自主的な基本的感染対策を促してください。
- ・仕込み・撤去や入退場・休憩において余裕あるスケジュール設定を促してください。

〔参考〕公益社団法人 全国公立文化施設協会 新型コロナウイルス文化芸術関係情報

県民・事業者への要請等

1 基本的な感染対策に係る今後の方針

新型コロナの感染対策は、令和5年5月8日より、現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、県民の皆さまの自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

- ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。
- ②行政として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

2 基本的感染対策と今後の考え方①

○ 行政として、一律に対応を求めることはせず、次の内容を踏まえ、個人や事業者が自主的に判断して実施することとなります。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本 一定の場合にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生、換気	一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効

※新型コロナウイルス等感染症対策推進室(内閣官房)ホームページより抜粋

県民・事業者への要請等

2 基本的感染対策と今後の考え方②

○ 事業者においても、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断していただくこととなります。

<現在行われている対応(例)と今後の考え方等>

対応(例)	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果(左欄参照)、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
アクリル板、ビニールシートなどパーティション(仕切り)の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されますが、業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げません。

イベントの制限、飲食店の認証制度

イベントの制限

イベント等の開催に係る制限については、5月7日をもって、終了となります。

- イベント等の開催にあたって、収容率や人数上限といった規模要件の取扱いは、終了となります。
- チェックリストの作成・公表、感染防止安全計画の策定・提出は、必要なくなります。

飲食店の認証制度

「かがわ安心飲食店認証制度」については、5月7日をもって、終了となります。

- 制度終了にあたって、特に、店舗側で必要となる手続きはありませんが、ホームページなどで「かがわ安心飲食店」の名称を使用している場合など、制度終了により、認証店の効力はなくなることにご注意ください。
- ステッカーについては、はがしていただき、はがしたものは処分いただいで構いません。
※ワクチン・検査パッケージ制度登録店についても、同様の取扱いとなります。
- 県や国などの補助金等により取得した財産（機械、パーティション等）を処分する場合は、交付を受けた補助金等の交付要綱等をご確認いただき、必要に応じて、補助金等を交付した行政庁にお問い合わせください。
- なお、かがわ安心飲食店認証制度認証取得補助金により購入した物品等について、単価が50万円（税抜）以上のものについては、一定の期間は処分が制限されますが、これに該当しない物品等については、処分に関する制限はありません。

※5類感染症に変更された以降は、業種別ガイドラインは廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなります。

香川県からのお知らせ

新型コロナウイルス うつらない、うつさない



令和5年5月8日以降、基本的感染対策は個人や事業者が、
次の内容を踏まえ、自主的に判断

- **マスク着用は個人の判断が基本**（令和5年3月13日から変更済）
 - ※マスク着用が効果的な場面（受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時、混雑した電車・バスに乗車する時）では着用を推奨
 - ※事業者の判断でマスク着用を求められる場合あり
- **手洗いなどの手指衛生、換気は引き続き有効**
- **三つの密の回避や人と人との距離の確保**

流行期において、高齢者など重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）